

# 令和5年度版 長野県鳥獣保護区等位置図（案）

## ◆捕獲禁止

狩猟鳥獣名	禁止区域	禁止期間
メスキジ・メスヤマドリ	全国一円	令和4年9月15日から令和9年9月14日まで

※ゴイサギ、バンは、令和4年度から狩猟鳥獣ではありません。

## ◆狩猟期間【令和5年11月15日～令和6年2月15日】

ただし、ニホンジカ、イノシシのわなによる狩猟については、【令和5年11月15日～令和6年3月15日】です。

※この場合、2月16日から3月15日について、銃の狩猟登録をされている方が「止めさし」に限り銃器を使用することは可能ですが、特定猟具使用禁止区域（猟銃）における銃器の使用は違法行為となりますのでご注意ください。

## ◆くくりわなの径の規制の解除

平成19年度以降、わなの短径は12cm以下となっていますが、イノシシ・ニホンジカについては、12月15日から翌年3月15日までこの規制を解除します。

## ◆豚熱（CSF）対策について

豚熱（CSF）発生に伴い、長野県内で狩猟される場合には、全域で消毒を実施していただくようお願いしております。

詳細は県ホームページでご確認ください。 [https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/ton\\_korera.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/ton_korera.html)

## 広 告

～～長野県では、この広告の収入を県民の皆様の暮らしに活かします～～

